



「笹川杯作文コンクール 2011」～中国語で応募～ 第5回優秀賞作品

「良き法は、美徳を養う支えとなる」

広東省 王曉霞

中国の列車事故、リビアの動乱、欧米の金融危機といった事件が続々と起きる中、3月11日に日本で発生した強い地震と津波は記憶から薄れてきている。今でもぼんやり覚えているのは、日本人が災害に直面した際に見せた冷静さと強靱さくらいのものである。しかし、私は、数ヶ月したある日の報道によって再び日本に目を向けることとなった。警察庁が表した情報によると、3月11日から7月10日の間に岩手、宮城、福島の前被災地で回収された金庫が5700個あり、その中にあった現金は23.67億円にも上るといふ。それらの金庫は災害現場を整理する際に拾得されたもので、このうち三県の警察が拾得したものは1,740個で、残りは市民や自衛隊員が拾得したものである。発表時点では、現金の96%、合計22.7億円が元の持ち主へ返された。

この報道を見て、中国の一般人が真っ先に思い付く言葉は、“拾った金を隠匿しない”であろう。“拾った金を隠匿しない”というの、中国の伝統的な道徳で求められていることなので、当然のことであり、少なくとも中国人の心の深いところにはずっと根付いているものである。しかし、筆者からすると、この件に関するニュースは“拾った金を隠匿しない”というタイトルを貼るだけのものではなく、現在の社会背景のもと日本で震災後に回収された金庫の数の多さ、金額の大きさ、そして元の持ち主に返される迅速さは、私達が考えるに値することのように思われた。

三県の被災地で回収された金庫の約70%は、現地の市民と自衛隊員が拾って届け出たものであり、警察が拾得したものは僅か30%だけである。これと対応するように、金庫の中にあった現金のうち96%は既に元の持ち主へ返されている。これは、日本人の道徳水準がかなり高いレベルにあるということを示すものではなかろうか。だとすれば、彼らが大金の誘惑に打ち勝つことができた原因は何だったのだろうか。

法律の仕事に携わる者として、日本人が欲張らずに隠しもしないことに関するエネルギーと理由を法律の原点から探してみたい。日本では100年以上も昔に『遺失物法』が出されており、近年になって一部が改正された。この法律では、拾得物を届け出ない人は起訴される可能性があるが、自主的に届け出た人は、当該拾得物が元の持ち主に返された後に元の金額の5~10%に相当する報酬を得ることができる。ただし、国庫またはその他の公的機関（警察など）は、報酬を請求することができない。また、同法では警察署を拾得物の届け出先機関としている。このほか、政府は、ネットにデータベースを公開して国民が遺失物を捜しやすいよう便宜を図っている。

こうした事情を知れば、被災地で何千もの金庫が回収できたということも、もしかしたら驚くべきことではないのかもしれない。日本人にとって、“拾った金を隠匿しない”は、遵守せねばならない法律上の義務だからである。

しかし、日本人は、内心では“拾った金を隠匿しない”を遵守せねばならない法律上の義務としか思っていないのだろうか。

法律というダモクレスの剣が掲げられているとは言え、人間の“欲望”は“貪欲”に発展しやすいものである。震災後の混乱の中、被災地の市民は、恐らく誰にも知られない状況で金庫を拾ってしまうことも完全に可能であり、自分の物にしてしまうことすら他人に知られずに済んだことであろう。しかし、事実として、絶対的 majority（百パーセントと断言はできないが）の人は私物化しなかったのである。このことから、日本人にとって、拾った金を隠匿しないことは、法律上の義務と誠実な美徳の完璧に統一であると理解すべきではなかろうか。この命題が成立することを証明する別のデータもある。新華社の報道に

よると、2004年の日本における遺失物は740万件で、届け出のあった拾得物は1070万件にも上り、これらの中には携帯電話33万台、財布73万個、現金132億円が含まれている。これらの物品は大部分が持ち主の元へ返されている。

モンテスキューの言葉に、「法律は基本的な道徳であり、道徳は最高の法律である」という言葉がある。日本政府が『遺失物法』の精神から遺失物照会データベースを整備したため、震災後に何千個もの金庫が回収されたというニュースからより進んだ結論を得ることができた。良い法律は美徳の養成を促し、美徳が継続することを保証するのである。

『遺失物法』が良い法律であるとする根拠の一つは、物神両面で二重の奨励手段をとっていることである。この法律が拾った金を隠匿しないという行為を肯定し、人を善良に教化する行為の促進作用を果たし、誠実や信用といった道徳への誘導を実現しているのだ。もう一つの根拠は、同法が道徳的な要求と法律規範との関係でうまくバランスをとっているということである。市井に溢れる小市民が、聖人のように振舞えるかは法律ひとつで簡単に決められるものだろうか。道徳は人々に高尚な品行の聖人であることを求めるが、法律は俗人のために決められた規則である。法律規範は、社会が容認できる俗人の悪行のボトムラインを示しているに過ぎない。『遺失物法』は法律の権利本位で、道徳の義務本位に置き換え当事者間で合理的に権利と義務を配分することで普通の人を対象とする法律に調整されている。一定の範囲内で利益を得る欲望を肯定しているのだ。拾得者には報酬の請求権と一定の条件下における取得権を与えるが、社会の構成員ひとりひとりが道徳の模範的水準により自らを拘束することは求めている。同法の実行力を効果的に保証することにより、拾った金を隠匿しないという道徳を最大限に現実化しているのである。

『遺失物法』は、公的機関に対して更に高い法律上の要求をしていて、報酬の権利を主張できないことになっている。これは公的機関の職責が公民の財産を保護するためのものであるからであり、こうしたケースで公的機関が報酬を享受してしまうと、公的機関の社会的趣旨が損なわれてしまうのである。従って、『遺失物法』では、そこに制限を加えることにより、社会の人々に更なる美徳を養う誘因作用を果たしているのだ。

一つ一つの社会現象とその背後にある法律が映し出すものは、社会管理の知恵と水準である。調和社会のシステム構築の過程において、法律は不可欠なプロセスの一つである。良き法は、美徳を養う支えになる。これこそ、大災害が生じた日本が映し出してくれた、私達が学ぶに値する経験なのである。